

■ 町民参画手続の実施状況（平成30年度実績）

対象期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日

(1)パブリックコメント

No.	事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	循環バス運行計画(案)の策定【地域推進課】	安平町地域公共交通網形成計画に基づき、平成31年4月運行開始を目指す新しいバス交通について、町民説明会や地域公共交通会議等を経て意見交換や検討を重ねてきた計画の最終案に対する意見公募を行うもの。	平成30年12月21日～平成31年1月11日	HP、広報笑顔 H30.12月号	町民	10件	HP、広報あびらH31.2、担当窓口での閲覧	
2	第2次男女共同参画基本計画(案)の策定【総務課】	第2次男女共同参画基本計画策定にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	平成31年2月20日～3月13日	HP、広報笑顔H31.2月号、あびらチャンネル	町民	0件	HP、広報笑顔(R元.6)	
3	安平町森林整備計画の変更【産業経済課】	森林法に基づく平成28年度から平成37年度までの森林整備計画のうち、平成31年度以降の内容を見直すもの。	平成31年2月25日～平成31年3月25日	HP 担当課閲覧 掲示場掲示	町民	0件	HP、広報笑顔(R元.6)、縦覧(31.4.1～4.26)	

(2)アンケート調査

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
	なし							

(3)モニター制度

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	公募方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	第2次安平町総合計画 中期基本計画の策定【政策推進課】	総合計画中期基本計画の策定に向けた意見聴取機会として、子育て世帯の方を対象とした座談会を実施するもの。	平成30年7月28日 (午前の部、午後の部の2回)	任意抽出方式案内、園・学校等を通じた案内送付、広報、LINE@	町内在住の子育て世帯(18歳以下の子を持つ世帯)	21名	HP、広報あびらH30.9	対象者からモニター参加を募り、ワークショップ方式で当日実施。

(4)町民説明会

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	循環バス運行計画原案についての説明会・意見交換会【地域推進課】	安平町地域公共交通網形成計画に基づき、平成31年4月運行開始を目指すバス交通の運行内容について説明並びに意見交換するもの。	町民説明会・意見交換会 平成30年8月28日、8月31日 団体の要請による原案個別説明 テニス少年団 平成30年9月28日 老連役員会 平成30年11月30日	HP、広報あびら H30.8月号、あびらチャンネル お知らせ欄	町民	49名	HP、広報あびらH30.12、担当窓口での閲覧	その他、町政懇談会でも資料配布及び質疑応答対応

(5) ワークショップ

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
	なし							

(6) 審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1	道の駅あびら D51ステーション指定管理者の候補者選定について 【地域推進課】	安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(以下「手続条例」)第5条第2項の規定に基づき、第三者意見を聴取するもの。	安平町行政改革推進委員会 平成30年6月6日	6号(その他)に該当。 あびら観光協会の申請内容を項目ごとに説明し、町が応募要項で定めた審査基準に沿って、その妥当性について意見を聴取した。	HP、広報あびらH30.8、告示
2	循環バス運行計画原案についての説明会・意見交換会 【地域推進課】	安平町地域公共交通網形成計画に基づき、平成31年4月運行開始を目指すバス交通の運行内容について説明並びに意見交換するもの。	安平町地域公共交通会議 平成30年11月22日	5号(住民生活影響)に該当。 運輸局等の行政、交通事業者、住民の代表、学識経験者による委員への原案説明並びに意見交換を行った。公共交通間の運賃のバランスに考慮すべきとの意見等があった。なお、計画決定の通常の手続として平成31年2月22日に同会議を開催した。	HP、広報あびらH30.12、担当窓口での閲覧
3	安平町森林整備計画の変更 【産業経済課】	森林法に基づく平成28年度から平成37年度までの森林整備計画のうち、平成31年度以降の内容を見直すもの。	安平町森林整備計画実行管理推進チーム会議 平成31年3月15日	1号(計画策定)に該当 地域森林計画の変更に準拠し、平成28年4月から策定した計画について、「アカエゾマツに関する事項」の追加等について、推進チーム会議で意見を聴取し「異議なし」の答申が行われた。	HP、窓口縦覧、告示、広報笑顔(R元.6)

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

No.	名称及び担当課	概要	第6条第1項の該当・判断日	実施しなかった理由(条例第6条第2項)
1	安平町税条例等の一部改正(30.6議会提案分) 【税務課】	地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴う、個人町民税、町たばこ税、中小企業者の設備投資にかかる固定資産税の軽減などの改正	3号該当(権利・義務) 判断日平成30年5月24日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:平成30年10月1日他
2	安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部改正 【教育委員会事務局】	国が定める保育料単価の改定に伴う利用者負担額を定める条例を改正するもの。(額の改正)	5号該当(住民生活影響) 判断日平成30年5月25日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:平成30年6月29日(平成30年4月1日から適用)
3	安平町導入促進基本計画の策定 【産業経済課】	生産性向上特別措置法に基づく、中小企業の生産性向上を促すための計画を策定するもの。	1号該当(計画策定) 判断日平成30年6月14日	第2項第3号(法令の規定)及び第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:平成30年6月22日

* 条例第6条第2項第3号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件